株主各位

平成17年6月6日

京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地

京セラ株式会社

取締役社長 西 口 泰 夫

第51期 定時株主総会招集ご通知

拝啓ますすご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成17年6月27日(月曜日)までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

当社の名義書換代理人が開設する議決権行使サイト (https://daiko.gcan.jp /kousi/) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力いただき、平成 17 年 6 月 27 日 (月曜日) までに議決権をご行使ください。

なお、インターネットによる議決権の行使に際しましては、後記の「インターネットによる 議決権行使のお手続きについて」(15頁から16頁まで)を必ずご確認いただきますようお願い申 しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成 17 年 6 月 28 日(火曜日) 午前 10 時
- 2. 場 所 京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地 当社 20 階 大ホール(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第51期(平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで)営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件

2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 第51期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」 (4頁から5頁まで)に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第7号議案 取締役の報酬額改定の件

第8号議案 ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類|

(12頁から14頁まで) に記載のとおりであります。

なお、招集通知に添付すべき計算書類及び監査報告書謄本並びに連結計算書類は、別添 の「第51期報告書」(2頁から32頁まで)に記載のとおりであります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,869,400個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第51期利益処分案承認の件

当社は、将来にわたり連結業績の向上を図ることが株主価値を高め、株主の皆様のご期待に応えることになると考えております。

このため、配当方針といたしましては、連結業績との連動性を高めるとともに、中長期の企業成長に必要な投資額などを考慮して、総合的な判断により配当金額をご提案することとしております。

この方針に沿って、当期の利益配当金は、前期に比べ20円増配の1株当たり50円といたしたく存じます。これにより、年間の配当金は、中間配当金と合わせて1株当たり80円となります。また、安定的かつ持続的な企業成長のため、新事業・新市場の開拓、新技術の開発及び必要に応じた外部経営資源の獲得に備える内部留保資金を勘案し、別途積立金を180億円といたしたく存じます。なお、役員賞与金(監査役賞与金を含む)は、前期と同額の6,000万円(うち監査役賞与金は100万円減額の450万円)とさせていただきたく存じます。議案の内容は、次のとおりであります。

利益処分案

科目	金額
当 期 未 処 分 利 益	36,989,506,487
任 意 積 立 金 取 崩 額 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	740,631,934
合 計	37,730,138,421
これを次のとおり処分します。 利 益 配 当 金 (1株につき50円)	9,374,054,200
役 員 賞 与 金 (うち監査役賞与金)	60,000,000 (4,500,000)
特別償却準備金	321,878,128
別 途 積 立 金	18,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	9,974,206,093

(注) 平成16年12月6日に5,624,756,490円(1株につき30円)の中間配当を実施いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号) により、インターネットのホームページ上に公告を掲載する電子公告制度が導入されており、同制度を採用することで公告掲載費用の節減が可能となります。つきましては、わが国におけるインターネット利用の一般化も勘案して、公告の方法を電子公告とするため、現行定款第4条を変更するものであります。
- (2) 当社は、平成15年6月より執行役員制度を導入し、取締役を減員しております。この執行役員制度の導入から約2年となり、経営の監督と執行の体制が定着したことから、取締役の員数を現在の45名以内から20名以内とするため、現行定款第18条を変更するものであります。
- (3) 当社は、役付取締役としての取締役名誉会長を置かないこととし、名誉会長職は、取締役会決議をもって定める職位とするため、現行定款第21条第1項から「取締役名誉会長」の文言を削除するとともに、変更案第21条第2項を新設し、現行定款第21条第2項を第3項に繰り下げるものであります。また、併せて、字句の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款 変 更 案 第4条(公告の方法) 第4条(公告の方法) 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 当会社の公告は、電子公告により行う。た だし、電子公告によることができない事故 その他のやむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞に掲載して行う。 第18条 (取締役の員数) 第18条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、45名以内とする。 当会社の取締役は、20名以内とする。 第21条(役付取締役ならびに名誉会長、相談役 第21条(役付取締役の選任ならびに顧問および 相談役の委嘱) および顧問) 取締役会の決議をもって、取締役会長およ 取締役会の決議をもって、取締役名誉会長、 取締役会長および取締役社長1名ならびに び取締役社長各1名ならびに取締役副会 取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、 長、取締役副社長、専務取締役、常務取締 常務取締役および取締役相談役若干名を定 役および取締役相談役若干名を定めること めることができる。 ができる。

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	2. 取締役会はその決議をもって、名誉会長をお くことができる。
2. 取締役会はその決議をもって、 <u>顧問および相談役を委嘱する</u> ことができる。	3. 取締役会はその決議をもって、相談役および 顧問をおくことができる。

第3号議案 取締役13名選任の件

本総会終了の時をもって、取締役13名全員の任期が満了いたします。つきましては、 取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名	略 歴	所 有 す る
	(生年月日)	(他の会社の代表状況)	当社株式の数
1	伊藤謙介 (昭和12年12月17日生)	昭和34年4月 当社入社 昭和50年5月 当社取締役就任 昭和54年8月 当社常務取締役就任 昭和56年7月 当社専務取締役就任 昭和60年6月 当社代表取締役副社長就任 平成元年6月 当社代表取締役社長就任 平成11年6月 当社代表取締役会長就任[現在] (京セラ興産㈱代表取締役) (㈱ホテル京セラ代表取締役) (㈱インターナショナルゴルフリゾート京セラ代表取締役) (㈱オテルプリンセス京都代表取締役) (㈱ホテルプリンセス京都代表取締役) (㈱京都パープルサンガ代表取締役) (京都ファッションセンター(㈱代表取締役)	557,072株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (他の会社の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
2	西 口 泰 夫 (昭和18年10月9日生)	昭和50年3月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役就任 平成元年6月 当社代表取締役就任 平成4年6月 当社代表取締役朝務就任 平成9年6月 当社代表取締役副社長就任 平成11年6月 当社代表取締役社長就任 [現在] 平成15年6月 当社最高経営責任者(CEO)就任 [現在] (京セラリーシング(株代表取締役) (京セラリーシング(株代表取締役) (京セラコミュニケーショナル(株)代表取締役) (京セラコミュニケーションシステム(株)代表取締役) (京セラオプテック(株)代表取締役) (京セラオプテック(株)代表取締役) (京セラオプテック(株)代表取締役) (京セラオプテック(株)代表取締役) (京セラスプレイ研究所代表取締役) ((株)京セラディスプレイ研究所代表取締役) ((株)京セラディスプレイ研究所代表取締役) ((土海京瓷電子有限公司董事長) (京瓷振華通信設備有限公司董事長) (京瓷美達辦公設備(東莞)有限公司董事長) (京瓷(天津)商貿有限公司董事長) (京瓷(天津) 西貿有限公司董事長)	4,095株
3	梅 村 正 廣 (昭和18年8月8日生)	昭和41年3月 当社入社 平成3年6月 当社取締役就任 平成5年6月 当社常務取締役就任 平成9年6月 当社代表取締役専務就任 平成11年6月 当社代表取締役副社長就任 平成15年6月 当社代表取締役就任 [現在] 当社教行役員副社長就任 平成17年6月 当社最高財務責任者 (CFO) 就任 [現在] (上海京瓷房地産開発有限公司董事長)	5,000株
4	山 本 道 久 (昭和17年11月13日生)	昭和45年3月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役就任 平成元年6月 当社常務取締役就任 平成4年6月 当社代表取締役専務就任 平成11年6月 当社代表取締役副社長就任 平成15年6月 当社代表取締役就任 [現在] 当社執行役員副社長就任 (京セラオプテック(株代表取締役)	9,232株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (他の会社の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
5	山 村 雄 三 (昭和16年12月4日生)	昭和40年3月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役就任 平成4年12月 京セラエルコ(株代表取締役社長就任[現在] 平成5年6月 当社取締役退任 平成7年6月 当社代表取締役専務就任 平成11年6月 当社代表取締役専務退任 平成15年6月 当社取締役就任[現在] (京セラエルコ(株代表取締役)	82,000株
6	森 田 直 行 (昭和17年4月8日生)	昭和42年3月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役就任 平成元年6月 当社常務取締役就任 平成7年6月 当社代表取締役専務就任 平成7年9月 京セラコミュニケーションシステム(株代表取締役社長就任 [現在] 平成11年6月 当社代表取締役専務退任 平成15年6月 当社代表取締役専務退任 平成15年6月 当社取締役就任 [現在] (京セラコミュニケーションシステム(株代表取締役) (メディカルデータ(株代表取締役) ((株)公米代表取締役)	5,600株
7	関 浩 二 (昭和12年12月8日生)	昭和44年5月 サイバネット工業㈱入社 平成元年6月 当社取締役就任 平成10年10月 三田工業㈱ (現京セラミタ㈱) 事業管財人就任 平成11年6月 当社常務取締役就任 平成12年1月 京セラミタ(㈱)代表取締役社長就任 平成13年6月 当社常務取締役退任 平成15年6月 当社取締役就任 [現在] 平成16年6月 京セラミタ(㈱)代表取締役会長就任 [現在] (京セラミタ(㈱)代表取締役)	4,318株
8	中 村 昇 (昭和19年10月6日生)	昭和42年3月 当社入社 平成3年6月 当社取締役就任 平成7年6月 当社常務取締役就任 平成9年6月 当社代表取締役専務就任 平成11年6月 当社代表取締役副社長就任 平成14年8月 京セラケミカル㈱代表取締役副社長就任 [現在] 平成15年6月 当社取締役就任 [現在] (京セラケミカル㈱代表取締役)	3,100株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 (他の会社の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
9	岸 本 勲 夫 (昭和18年11月30日生)	昭和42年3月 当社入社 平成5年6月 当社取締役就任 平成9年6月 当社常務取締役就任 平成13年6月 当社専務取締役就任 平成14年6月 キンセキ(株) (現 京セラキンセキ(株)) 代表取締役社長就任 [現在] 平成15年6月 当社取締役就任 [現在] (京セラキンセキ(株)代表取締役) (京セラキンセキ北海道(株)代表取締役) (京セラキンセキ山形(株)代表取締役) (京セラキンセキー・業株)代表取締役)	4,100株
10	久 木 壽 男 (昭和21年7月2日生)	昭和44年3月 当社入社 平成3年6月 当社取締役就任[現在] 平成12年4月 当社通信機器事業本部長 平成14年8月 当社通信機器統括営業部長 平成15年6月 当社執行役員常務就任 平成15年7月 京瓷(天津)商貿有限公司副総経理就任 平成17年4月 京瓷(天津)商貿有限公司総経理就任[現在] (京瓷(天津)商貿有限公司総経理就任[現在]	3,171株
11	ロドニー・ランソーン (昭和20年2月5日生)	昭和54年9月 キョウセラ・インターナショナル・インコーポレーテッド入社 昭和62年1月 同社取締役社長就任 [現在] 平成元年6月 当社取締役就任 平成2年3月 当社常務取締役就任 平成11年6月 当社代表取締役専務就任 平成15年6月 当社取締役就任 [現在] (キョウセラ・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長)	(3,478ADR)
12	ジョン・ギルバートソン (昭和18年12月4日生)	昭和56年1月 AVXコーポレーション入社 平成7年6月 当社取締役就任 平成9年7月 AVXコーポレーション取締役社長兼最高執 行責任者(COO)就任 平成11年6月 当社常務取締役就任 平成13年7月 AVXコーポレーション取締役社長兼最高経 営責任者(CEO)就任[現在] 平成15年6月 当社取締役就任[現在] (AVXコーポレーション取締役社長兼最高経営責任者(CEO))	(16,195ADR)

候補者番 号	氏 名	略 歴	所 有 す る
	(生年月日)	(他の会社の代表状況)	当社株式の数
13	川 村 誠 (昭和24年8月13日生)	昭和48年3月 当社入社 平成11年7月 当社商品事業本部機械工具事業部長 平成13年6月 当社取締役就任 平成14年8月 当社機械工具統括事業部長 平成15年6月 当社取締役退任 当社執行役員常務就任 平成17年6月 当社最高執行責任者(COO)就任[現在](韓国京セラ精工(株)代表理事)	1,000株

- (注) 1. 取締役候補者 伊藤謙介氏は、(株)京都パープルサンガの代表取締役であり、当社は同社との間に取引関係があります。
 - 2. 取締役候補者 西口泰夫氏は、京セラコミュニケーションシステム㈱及び日本メディカルマテリアル㈱の代表取締役並びに上海京瓷電子有限公司、東莞石龍京瓷光学有限公司、京瓷振華通信設備有限公司、京瓷(天津) 商貿有限公司及び京瓷(天津)太陽能有限公司の董事長であり、当社は各社との間に取引関係があります。
 - 3. 取締役候補者 森田直行氏は、京セラコミュニケーションシステム(株)の代表取締役であり、当社は同社との間に取引関係があります。
 - 4. 取締役候補者 久木壽男氏は、京瓷(天津)商貿有限公司の総経理であり、当社は同社との間に取引関係があります。
 - 5. 取締役候補者 ジョン・ギルバートソン氏は、AVXコーポレーションの取締役社長兼最高経営責任者 (CEO) であり、当社は同社との間に取引関係があります。
 - 6. 上記取締役候補者のうち、当社米国預託証券(ADR)により、実質的に当社株式を所有する者は、次のとおりであります。

ロドニー・ランソーン 3,478株 (3,478ADR) ジョン・ギルバートソン 16,195株 (16,195ADR)

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終了の時をもって、監査役 森 篤氏の任期が満了いたします。つきましては、 監査体制の一層の充実強化を図るため 1 名増員し、監査役 2 名の選任をお願いするも のであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (他の会社の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	西 川 美 彦 (昭和20年9月11日生)	昭和45年3月 当社入社 平成5年12月 当社半導体部品事業本部副本部長 平成7年6月 当社取締役就任 平成10年6月 当社有機材料部品事業本部副本部長 平成11年10月 当社半導体部品事業本部副本部長 平成12年9月 当社法務本部副本部長 平成15年6月 当社取締役退任 当社執行役員上席就任[現在] 当社法務知的財産統括部長 平成16年7月 当社部品研究開発統括部長[現在]	2,102株
2	田 村 繁 和 (昭和25年2月18日生)	昭和50年4月 大阪国税局入局 昭和54年9月 公認会計士・税理士登録 [現在] 田村公認会計士事務所開設 [現在] (㈱経営ステーション京都代表取締役)	0株

(注) 監査役候補者 田村繁和氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第 1項に定める社外監査役の候補者であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終了の時をもって任期満了により取締役を退任される稲盛和夫氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。 退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略歷
稲 盛 和 夫	昭和34年4月 当社設立、当社取締役就任 昭和37年5月 当社常務取締役就任 昭和39年5月 当社中務取締役就任 昭和41年5月 当社代表取締役社長就任 昭和60年6月 当社代表取締役会長就任 平成4年6月 当社取締役会長就任 平成9年6月 当社取締役名誉会長就任[現在]

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終了の時をもって任期満了により監査役を退任される森 篤 氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。 退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏	名	略歷
森	篤	平成14年6月 当社常勤監査役就任 [現在]

第7号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第37期定時株主総会において、月額5,500万円以内としてご承認をいただいておりますが、その後の執行役員制度の導入による取締役の減員その他諸般の事情を考慮し、第2号議案が承認可決され定款に定める取締役の員数が20名以内に変更されることを条件として、取締役の報酬額を月額3,000万円以内に改定いたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと13名となります。

第8号議案 ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社 子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対しストックオプション付与を目的と して新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社グループに対する経営参画意識を高め、業績向上に対する貢献意欲や士気を喚 起することを目的として当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、 また、適正な監査に対する意識を高めることにより当社グループの健全な経営を推 進することを目的として当社及び当社子会社の監査役に対し、それぞれ新株予約権 を無償で発行するものであります。
- 2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者 当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のうち、当社の取締役 会が認めた者
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 1.500,000株を上限とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

(3) 発行する新株予約権の総数

15,000個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

- (4) 新株予約権の発行価額 無償とする。
- (5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して払込みをすべき金額は、株式 1 株当たりの払 込金額(以下「行使価額」という。)に上記(3)に定める新株予約権 1 個当たりの目 的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式 により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行による ** 第規発行による ** 1 株当たり払込金額 ** 第規発行前の株価 ** 7 快価額 ** 7 大使価額 ** 7 大使価額 ** 8 新規発行による増加株式数

- (6) 新株予約権の権利行使期間 平成17年10月1日から平成20年9月30日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から 6 ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。)に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。
 - ③ 当社の報償委員会が特に認めた場合は、上記①、②と異なる条件で権利を行使することができる。
 - ④ その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予 約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の消却事由及び条件
 - ① 新株予約権者またはその相続人が、上記 (7) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または、当社が 完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認され た場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ③ 新株予約権者またはその相続人が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
 - ④上記のほか、当社はいつでも新株予約権を無償で消却することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以上

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」

本総会に当日ご出席願えない場合、インターネットにより議決権を行使することができます。インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

議決権をインターネットにより行使されます場合は、下記事項をご確認のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1. ご留意いただく事項

① インターネットによる議決権行使は、当社の名義書換代理人が開設する議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんので、ご了承ください。

議決権行使サイト https://daiko.gcan.jp/kousi/

インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙 に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要となります。

- ② インターネットと議決権行使書の郵送により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。
- ③ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- ⑤ インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(平成17年 6 月27日)24時まで可能ですが、議決権行使結果の集計上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

[次頁に続く]

2. お手続きの方法

- ① 当社の名義書換代理人が開設する次の議決権行使サイトにアクセスしてください。 議決権行使サイト https://daiko.qcan.jp/kousi/
- ② 株主様の確認のため、同封の議決権行使書に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- ③ 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更していただきます。画面の案内に従ってご入力のうえ、画面の「設定」ボタンをクリックしてください。

「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。お忘れになった場合でも再発行はいたしかねますので、ご注意ください。

④ 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

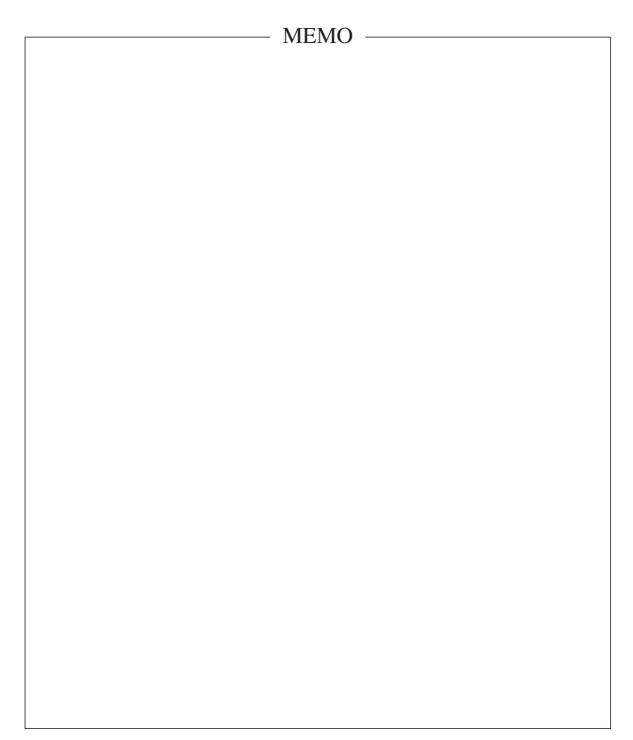
[システム環境について]

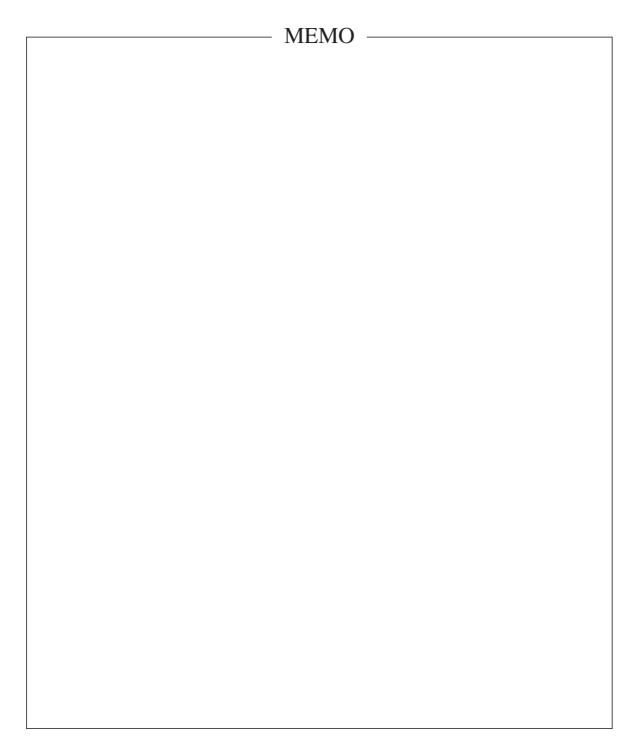
議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

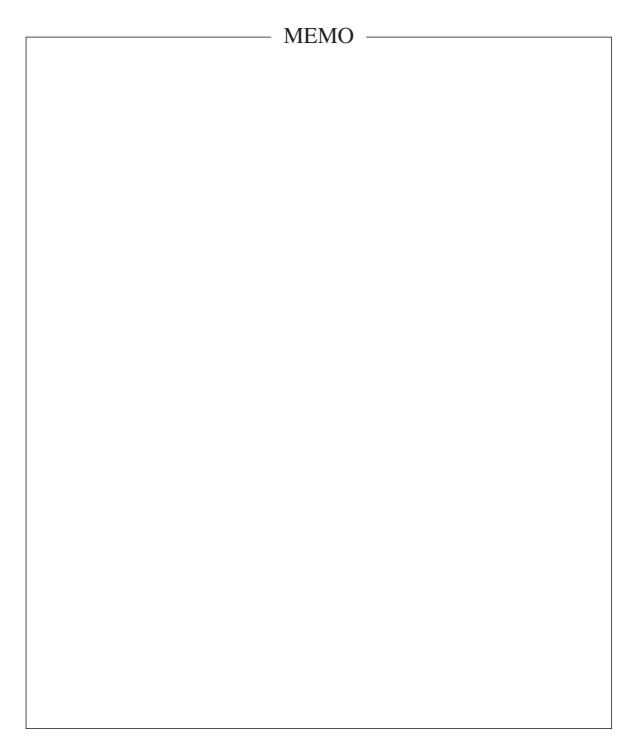
- ① インターネットにアクセスできること。
- ② インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、インターネット・エクスプローラー(Internet Explorer Ver.5.0以上)、またはネットスケープ・コミュニケーター(Netscape Communicator Ver.4.5以上)を使用できること。ただし、ブラウザの機能上、Netscape Ver.6.0以上は、現在推奨しておりません。
- ③ ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアを使用することができること。
- ④ 招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、アクロバットリーダー(Acrobat Reader Ver.4.0以上)を使用できること。
- (注) Internet Explorerはマイクロソフト社の、Netscape Communicatorはネットスケープ社の、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の、それぞれ登録商標です。

以上

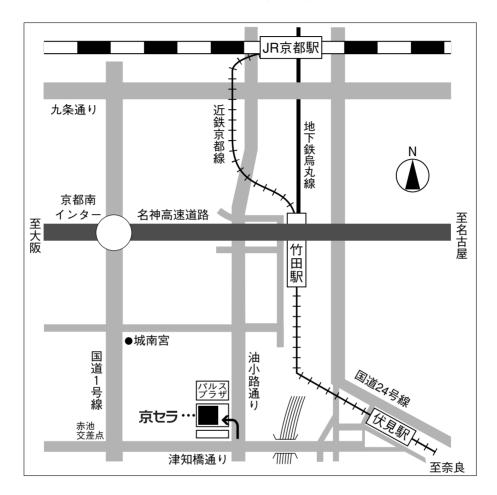
議決権行使サイトのご利用に関するお問い合わせ先 株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部 (ITヘルプデスク) 電話(フリーコール) 0120-911-860 (24時間受付)







会場ご案内図



○交通機関

- ・地下鉄烏丸線または近鉄京都線「竹田駅」から送迎バスを運行いたします。 4番出口(北改札口を出て西口側)から乗車場所へ係員がご案内いたします。
 - (お願い)送迎バスは午前9時から順次出発いたします。交通渋滞等により会場まで時間 を要する場合がありますので、余裕をもってお越しください。
- ・「竹田駅 | から徒歩の場合は約18分。市バスをご利用の場合は、「パルスプラザ前 | 下車。
- ・近鉄京都線「伏見駅」から徒歩の場合は約15分。
- ○車でお越しの方は、上記案内図の矢印の方向から構内に入り、地下駐車場をご利用ください。